

第4章 第4期特定健康診査等実施計画

1. 特定健康診査・特定保健指導の背景

平成20年度より、脳血管疾患、心臓病、腎不全等の生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームを対象にした特定健康診査・特定保健指導が保険者に義務付けられました。特定保健指導は、特定健康診査の結果、特定保健指導が必要とされた者（積極的支援および動機付け支援）に対して、保健師・管理栄養士による指導を行い、メタボリックシンドロームの改善を図るものです。

特定健診については、志布志市でも制度開始以来、特定健康診査実施計画をもとに進められており、様々な取組みを行ってきました。しかし、受診率は、令和4年度で45.1%と市の目標値（70%）国の目標値（60%）をともに下回っており、さらに受診率向上を図る必要があります。

また、特定保健指導については、令和4年度で実施率67.6%と国の目標（60%）を上回っていますが、メタボリックシンドローム該当者および予備群の割合の明らかな低下は認められていない状況となっています。

2. 特定健康診査・特定保健指導の目的

メタボリックシンドローム及びそれに伴う各種生活習慣病の発症予防・重症化予防を目指した特定健康診査・特定保健指導を進めるため、広報、受診勧奨の取組みを行うことで、特定健康診査の受診率向上を目的とします。

また、特定保健指導対象者に対して、特定保健指導（積極的支援および動機付け支援）を行うことで、メタボリックシンドロームの改善を図り、被保険者全体のメタボリックシンドロームおよび関連する生活習慣病の減少を目的とします。

特定健診 45.1% 市目標値 (70%) 国目標値 (60%)	ハイリスクアプローチ 保健指導 特定保健指導実施率 67.6% 国目標値 (60%) その他の保健指導実施率 21.3%
〈再掲〉 情報提供 18.9%	重症化予防 医療機関への受診勧奨 17.3% 糖尿病性腎症重症化予防 2.5% 慢性腎臓病 (CKD) 予防 7.1% ハイリスク予防 23.5% 二次健診 7.6% 服薬指導 88.5%
人間ドック 5.4%	ポピュレーションアプローチ 結果報告会 47.7% 一体的実施通いの場 92.3%

受診率向上対策

- 40、45、50、55、60歳の節目の方に個別通知
- 未受診者へ脱漏健診通知
- 情報提供、個別健診対象者への通知
- 前年度のハイリスク対象者へ個別案内
- 農業（組合）、消防団への受診勧奨
- 30歳代へ個別通知

メタボリックシンドローム対策

- 特定保健指導対象者への継続的支援
- メタボを有するハイリスク者への個別指導

3. 個人情報の保護に関する事項

特定健康診査及び特定保健指導の記録の取扱いにあたり、個人情報保護に関して次の事項を

遵守し、適切に対応します。

1. 個人情報の取扱いに関しては、「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」及び「志布志市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、特定健診・特定保健指導のデータ保存・管理体制等について適切に対応します。
2. 特定健診・特定保健指導の実施やデータの管理、分析等を外部機関に委託する場合は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、委託先の契約遵守状況を管理します。

○ 守秘義務規定

■ 国民健康保険法（昭和 33 年 12 月 27 日法律第 192 号）

第 120 条の 2 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

■ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号）

第 30 条 第 28 条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

第 167 条 第 30 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 特定健診・特定保健指導結果のデータの保存年限は、原則 5 年とします。ただし、被保険者が資格を継続している場合は、この限りではありません。

4. 公表及び周知に関する事項

- 第 4 期特定健康診査等実施計画については、広報やホームページ等に掲載し周知を図ります。
また、特定健康診査・特定保健指導の重要性について理解が得られるよう普及啓発を図ります。